

官報

昭和39年
12月
目録

発行所
大蔵省印刷局

本紙
第一一三九一号から
第一一四一四号まで
第八八号から
第一〇号まで
第七号から
特第九号まで

凡例

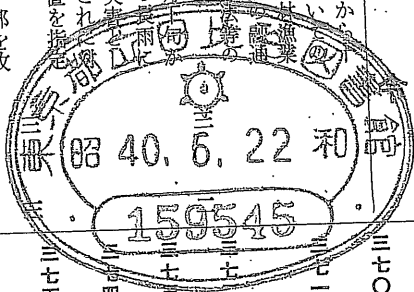
1. 件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2. 件名の下に数字の付くものは、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

一七三	石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律	一七	二
一七四	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	一七	特 二
一七五	防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律	一七	特 二
一七六	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	一七	特 二
一七七	検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律	一七	特 二
一七八	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律	一七	特 二
一七九	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律	一七	特 二
一八〇	昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律	一七	特 二
一八一	交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	一七	特 二
一八二	法務省設置法の一部を改正する法律	一七	特 二
一八三	農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律	一七	特 二

政令

一八四	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律	二四	二
一八五	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律	二八	二
三五九	昭和三十九年八月から十月までの長雨による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する政令	三六	二
三六〇	昭和三十九年八月から十月までの長雨による被害を激甚災害として指定し、及びこれに適用すべき措置を指定する等の政令	三六	二
三六一	警察法施行令の一部を改正する政令	一〇	二
三六二	輸出入取引法施行令の一部を改正する政令	一〇	二
三六三	社債登録法施行令の一部を改正する政令	一一	二
三六四	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一一	二
三六五	首都圏整備法施行令及び首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令の一部を改正する政令	一五	二
三六六	特殊法人登記令の一部を改正する政令	一五	二
三六七	日本電気計器検定所法の一部の施行期日を定める政令	一五	四
三六八	蚕糸業法施行令の一部を改正する政令	一六	二
三六九	在外財産問題審議会令の一部を改正する政令	一七	二
三七〇	家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令	一七	二
三七一	電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件及び検定に関する政令	二一	二
三七二	防衛庁職員給与法施行令等の一部を改正する政令	二四	二
三七三	通商産業省組織令の一部を改正する政令	二五	二
三七四	防衛庁組織令の一部を改正する政令	二八	二
三七五	自衛隊法施行令の一部を改正する政令	二八	三
三七六	防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令	二八	三
三七七	在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定による施行期日を定める政令	二八	四
三七八	特定の特別職の職員の暫定手当に関する政令の一部を改正する政令	二八	四
三七九	日本政府南方連絡事務所における職員に支給する在勤手当の支給額を定める政令の一部を改正する政令	二八	四



条約

三八〇	消防法施行令等の一部を改正する政令	二八	五
三八一	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二八	五
三八二	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令	二八	五
三八三	宅地建物取引業法施行令	二八	六
三八四	工場排水等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令	二八	六
三八五	昭和三十九年台風第二十号による被害を激甚災害として指定し、及びこれに適用すべき措置を指定する等の政令の一部を改正する政令	二八	七
三八六	昭和三十九年七月の豪雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令等の一部を改正する政令	二八	八
三八七	輸出貿易管理令の一部を改正する政令	二八	八
二二	千九百六十一年の麻薬に関する単一条約	一一	二
七	民事訴訟規則の一部を改正する規則	一一	二

最高裁判所規則

あつせん員候補者委嘱に關する公表(中央労働委員会)
日本航空(乗員) 争議調停申請に關する公表(同)

最低賃金の改正決定に關する告示
中国海運局最低賃金公示七一〇

中国同八〇九二
九州同四六、四七
三重労働基準局最低賃金公示一四、京都同二六〇、宮崎同二八

福岡同二九、新瀉同九
東京同二五、新瀉同九
福井同六、岐阜同二五、滋賀同

島根同二六、二七、山口同二五
鳥取同二二、二二、広島同五〇
〇五、徳島同九、香川同二

秋田同三三、茨城同二七、栃木
同二九、新瀉同二一
北海道同二九、三六、富山同二

八、愛知同二〇、二二、大阪同
七、八、鳥取同二二

最低賃金の決定に關する告示
福岡労働基準局最低賃金公示二

一、宮崎同二六
栃木同二六、一八
青森同二五、埼玉同二一、岐阜

同二四、三重同二五、一七、奈
良同二〇

島根同二八、熊本同三八、三九
広島同五四、五六、長崎同二二、

大分同二二
福岡同八、埼玉同二二
東京同二四、一七

北海道同三七、四四、富山同
九、山梨同五、大阪同九、兵庫

同二〇、二二
最低賃金の決定及び廃止決定に關する告示
福岡労働基準局最低賃金公示二

最低賃金の廃止決定に關する告示
福岡労働基準局最低賃金公示二
三、二四

昭和三十九年度国家公務員採用北海道地方初級試験合格者(人事院)

昭和三十九年度国家公務員採用試用試験第一次試験合格者(同)

昭和三十九年度皇宮護衛官採用試験合格者(同)

昭和三十九年度国家公務員採用初級試験合格者(同)

中国地方
東北地方
四国地方
近畿地方
東海・北陸地方

九州地方
昭和三十九年度入国警備官採用試験合格者(同)

昭和三十九年度国家公務員採用中級試験第一次試験合格者(同)

昭和三十九年度刑務官採用試験合格者(同)

中国地方
東北地方
北海道地方

昭和三十九年度刑務官採用試験合格者(同)

放射線取扱主任者試験合格者(科学技術庁)

原子炉主任技術者試験の施行公告(同)

検察官特別考試公告(検察官特別考試審査会会長)

昭和三十九年度高等学校教員資格試験合格者(文部省)

第二十七回薬剤師国家試験合格者(厚生省)

第二十七回保険師国家試験合格者(同)

第二十八回薬剤師国家試験の施行(同)

昭和三十九年度熱管理士試験合格者(通商産業省告示七三三)

昭和三十九年度ガス主任技術者国家試験の施行の場所および期日等(同七二八)

計量士国家試験の場所、日時、受験願書の提出期限等(同七六八)

昭和三十九年度航空工場検査員国家試験の合格者(通商産業省公告四九)

昭和三十九年度電気事業主任技術者資格検定試験合格者(同五一)

昭和三十九年度弁理士試験本試験合格者(同五二)

航空従事者技能証明等に關する試験の施行(運輸省)

海軍代埋士試験合格者(同)

昭和三十九年一級建築士試験合格者氏名公告(建設省)

昭和三十九年特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度裁判所職員(一般事務職)採用初級試験合格者(最高裁判所)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

昭和三十九年度特別不動産鑑定士試験合格者(不動産鑑定士審査会会長)

資料

閣議決定事項
昭和三十九年十月中外為替収支実績(大蔵省)

十月貿易概要(同)

信用状接受及び発行高(十一月分)(同)

十一月貿易概要(同)

第四十七回国会における演説
世帯更生資金貸付制度(厚生省)

中小企業退職金共済制度(労働省)

人権侵害事件最近の傾向(法務省)

郵便の大口利用者にお願(郵政省)

わが国の教育水準(文部省)

年末の防犯対策(警察庁)

火災シースンを迎えて(消防庁)

第47国会に提案された法案・条約の進行状況(内閣官房)

消費者モニターの回答から(公取委事務局)

年末年始海上犯罪取締り(海上保安庁)

年末年始の食品衛生(厚生省)

月例経済報告(経済企画庁)

冬山の遭難をなくそう(警察庁)

閣議決定等事項の解説

消費者米価と徳用米制度(農林省)

消費者米価と徳用米制度(農林省)

消費者米価と徳用米制度(農林省)

消費者米価と徳用米制度(農林省)